

## ご提出いただいた質問票・回答について

質問票内容	回 答
<p>省エネ J I S (Q 17050-1)に基づく自己適合宣言書の入手法をご教示下さい。又、申請書に添付は必須でしょうか。</p>	<p>入手方法 (開口部の自己宣言書の場合の一例として) メーカーのホームページ → 検索欄 → 「JIS Q 17050-1 に基づく自己適合宣言書」等と入力してください。 添付の必要性 チェックシートで使用材料を特定して「直接入力」する場合、添付が必要になります。</p>
<p>必要壁量算出時において、2の早見表を利用する場合、屋根または外壁の仕様が複数の場合の対応について 屋根または外壁を各仕様を単一として扱い、一番不利なものを採用する考え方になるのでしょうか。または早見表が利用できないことになるのでしょうか？</p>	<p>屋根及び外壁の仕様を選択する際には、安全側の条件設定となるよう、実際の建築物に比べて重量が重くなる仕様を選択していただくこととなります。(表計算ツールを使用する場合も同様です。)</p>
<p>基礎の配筋フックは必ず必要ですか？(ベタ基礎) 基礎巾 150 だとかぶりが取りづらくなります。最善のおさまりが知りたいです。</p>	<p>質疑応答集 P. 56 の 16～18 を参照してください。 ⇒「主筋と補強筋とが相互に応力を伝達できるものであれば、フックや住宅用ユニット鉄筋以外の方法を排除するものではなく、設計者が適切に判断する」とされています。 また、「審査においては、緊結されることが確認されれば具体的な緊結方法を審査する必要はないが、検査においては、構造詳細図との整合を確認すること」とされていますので、詳細については、審査機関に確認してください。 質疑応答集：<a href="#">住宅：改正建築物省エネ法・建築基準法等に関する解説資料とQ&amp;A - 国土交通省</a> 参考：<a href="https://xtech.nikkei.com/atcl/nxt/mag/na/18/00267/033100009/">https://xtech.nikkei.com/atcl/nxt/mag/na/18/00267/033100009/</a></p>

質問票内容	回 答
<p>勾配天井で天井ふところが大きい場合は、天井断熱としても良いか？ 勾配天井は全て屋根断熱としなければならないか？</p>	<p>天井断熱として問題ありません。</p>
<p>大規模の修繕・大規模の模様替で確認申請が必要になる物件について、省エネ基準への適合義務以外は全て対象となり法適合させる必要があるのでしょうか。</p> <p>例えば既存不適格の建物に基準時の1.2倍を超えない増築を行い既存を間取り変更で主要構造部を修繕・模様替した場合、過半の基準はどのように考えればよろしいのでしょうか</p>	<p>原則、法適合が必要となりますが、既存不適格建築物に対する緩和措置（法第86条の7、令第137条の12）があります。</p> <p>ご質問の例についてですが、大規模の修繕・模様替は、現状の建築物の主要構造部の一種以上について行う過半の修繕・模様替です。なお、増築した際に、既存不適格建築物の緩和はあるものの、規模に関わらず、原則、遡及適用されている（法適合義務が発生している）と考えます。</p>
<p>給排水の経路が確認申請時（許可時）から変更になった場合は、変更届を出さないといけませんか。少しぐらいの変更であれば軽微に該当しませんか</p>	<p>仕様基準の変更に該当しない経路のみの変更の場合は軽微に該当すると考えられます。</p>
<p>省エネ基準が適合している証明として、施工中の写真（全ての部位）を撮影する必要はありますか</p>	<p>入力シートに記載された事項は完了時に確認出来るようにしておく必要があります。</p>
<p>必要壁量を求めるときに、「表計算ツール」を使う場合、太陽光パネルの有無について、瓦とか屋根材が太陽光パネルを併用している材はパネル無でよろしいでしょうか</p>	<p>個別の材料については直接入力を採用いただくか、安全側の条件設定となるよう、実際の建築物と比べて重い側でお考えいただいた方が良いと思います。</p>